

河東地区コミュニティ運営協議会自主防災会規程

(名称)

第1条 この会は、河東地区コミュニティ運営協議会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(本部、事務局及び各区自治会自主防災会の設置)

第2条 本会に本部及び事務局を設置し、各区には各区計画により自治会自主防災会を設置するものとする。

(目的)

第3条 本会は自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当等に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第5条 本会は河東地区住民をもって構成する。